

# カーテン補助で都から説明

## 東個協・都営協 最大8000円まで

新型コロナウイルス対策として車内を仕切るビニールカーテンを設置する場

合、都内の個人タクシー事業者は東京都から経費の5分の4（最大8000円）の補助を受けることができる。東個協や日個連都営協は、団体に補助金の申請・実績報告を行うので、各個人タクシー事業者は所属の

支部や協組に申し出れば、自分で申請作業をする必要がない。ただし、ビニールカーテンの購入や設置に要した費用の領収書（レシート）の写しは必須だ。東個協では17日、支部長

会議の場で、東京都や補助の事務作業を行う東京観光財団の説明を聞いた。日個連都営協でも24日に各支部

・団体の対象者を集め、東京都から説明を聞く。東個協も都営協も説明会後に希望者の募集を始める予定だ。ただし、補助金自体は今年4月1日以降に設置したものが対象なので、4月から現在にかけて、すでに自分の判断で設置した人も領収書があれば補助金を申請できる。

補助の対象になるビニールカーテンの設置方法は、車内を前後に区切る方式か、運転席を囲ってほかの座席と区切る方式のどちらか。エアコンの送風口が前席にしかない車両の場合、前後を仕切ると後席に風がいかないため、運転席の周囲を囲う方式が好まれる。設置後には、事業用自動車に設置したことを証明するため、車のナンバーと設置したビニールが同時に写っている写真を撮影し、領収書とともに補助金の事務局に実績報告を行う。

参考資料としてタクシー用のビニールカーテンを作成している業者の情報も提供。フクシン、ワイズシート、日本トレーディングの3つの業者に関し、価格や連絡先を提示した。



法人タクシー車両に装着されたビニール。写真のように前後を仕切るタイプに加え、運転席を囲うタイプも助成の対象だ



都の説明を聞く東個協の支部長と職員。申請手続きについて細部まで質問し理解を深めた

対象になる。そのため、専門業者に全て委託した場合はその費用▽自分でビニールを買って設置を業者に依頼した場合は購入代金と設置費用▽自分でビニールを買って自分で設置する場合はビニール本体の代金と装着に必要なテ

ープなどの代金―が補助の対象になる。5分の4の補助率なので経費が1万円以上かかれば上限の8千円。経費が5000円だった場合は4000円の補助金が給付される。なお、予備の仕切りの代金や防犯仕切り板については補助の対象外。経費のなかで送料や振り込み手数料、消費税なども対象外だ。設置後には、事業用自動車に設置したことを証明するため、車のナンバーと設置したビニールが同時に写っている写真を撮影し、領収書とともに補助金の事務局に実績報告を行う。

東個協は17日の説明会で募った希望を本部でまとめ、本部が申請する方針。日個連都営協では各支部・団体単位で申請を行う方針だ。